



平成 24 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 山下 徹
(コード：9613、東証第 1 部)
問合せ先 I R・ファイナンス室長 金江 隆司
(TEL. 03-5546-9962)

公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

当社が平成 24 年 1 月 31 日付で公表した J B I S ホールディングス（東京証券取引所第一部：コード番号 3820、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を平成 24 年 2 月 10 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 24 年 2 月 1 日付の「公開買付開始公告」の内容につき、法第 27 条の 7 第 1 項に基づき下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではございません。

記

公開買付開始公告の訂正の内容

(訂正箇所には下線を付しております。)

2. 公開買付けの内容

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者1.33% 特別関係者32.42% 合計33.76%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計（105,797個）に基づき計算しております。以下(8)において同様です。

(訂正後)

公開買付者1.33% 特別関係者32.42% 合計33.76%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、特別関係者が所有する株券等（特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が保有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計（105,797個）に基づき計算しております。以下(8)において同様です。

(ご参考) 本公開買付けの概要

1. 対象者名

株式会社 J B I S ホールディングス

2. 買付け等の期間 (届出当初の買付け等の期間)

平成 24 年 2 月 1 日 (水曜日) から平成 24 年 3 月 16 日 (金曜日) まで (33 営業日)

3. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 310 円

4. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
32,195,250 (株)	15,959,701 (株)	— (株)

(注) 本公開買付けの詳細は、平成 24 年 1 月 31 日公表の「株式会社 J B I S ホールディングス株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以 上